

# 掲 示 板

## \* 研修実施報告 ⑤ \*

### ～情報公開・個人情報保護研修～



情報公開制度が活用されるようになり、行政が保有する情報は広く住民に開示されるようになりました。また、一方では、個人情報保護法の施行により、情報の適正な取得、利用目的の通知、内容の正確性の確保など、個人情報の取り扱いについて、本人の権利・利益を保護するために必要な措置を講じることが必要になりました。各自治体においても、住民との信頼関係を築き、両方の制度を適切に運用することが求められており、重要な課題となっています。

マッセOSAKAでは、講師に関西学院大学法科大学院教授の曾和俊文氏をお迎えし、平成19年10月22日に情報公開・個人情報保護研修を実施しました。この研修は、情報公開制度・個人情報保護制度に関する基本的な知識の習得と対応策を学ぶことを目的として実施し、36名が受講しました。

研修の前半は、情報公開制度・個人情報保護制度の意義とその運用の諸問題についての講義がありました。講師の曾和氏は、数多くの自治体で情報公開・個人情報保護に関する審査会の委員を務めておられ、その経験を基にして具体的な事例を取り上げ、丁寧にわかりやすく解説していただきました。また、委員としての立場から、自治体職員として求められる知識について、率直で的確なご意見をいただきました。

曾和氏によると、情報公開制度はもはや当然の制度であり、住民からの開示請求件数は今後ますます増加するとのことです。それに対して、自治体はまず、積極的に情報を公開していくことで、住民の不信感を取り除くことができ、ひいては紛争、訴訟に発展するような最悪の事態を防ぐことにも繋がります。また、開示請求があった場合には、その請求が権利の濫用など不当なものではないか、開示請求にかかるコストや職員の業務量と比較して、その請求が重要な意義を持つか、などの条件に対する的確な判断が必要であるということです。

研修の後半は、グループ演習を行い、情報の大量請求があった場合や個人情報保護のあり方について、制度の運用上の課題や問題点を洗い出し、それらについて検討し、対応策を導き出しました。

情報公開制度・個人情報保護制度の運用は、両制度の取り扱いにバランスが重要ですが、その判断基準が非常に難しく、各自治体において共通した認識の下、しっかりとした対応策、マニュアルなどを作成しておく必要があります。積極的に行政運営に関する情報を開示し公平性・透明性を確保し、住民との信頼関係を築き上げることで、制度がより意義深いものになるよう期待しております。



【問い合わせ】 マッセOSAKA研修課 TEL:06-6920-4567

# 掲 示 板

## \* 研修受講者レポート ⑤ \*

～「工事監理（土木）研修」を受講して～

守口市都市整備部道路課

川見 隆史

公共工事は、国民生活の向上を目的に、社会資本整備を行うものであると認識しています。しかし、昨今、入札談合等をめぐる不正行為が後を絶たず、社会の批判を招き、公共工事の信頼性が損なわれ、住民の皆様にもマイナスのイメージを増幅させていると思われまます。こうした背景の下、公共工事の監督業務の適切で効率的な運用を図り、工事を円滑に進めるために、今回は工事監理についての研修を受講しました。



結論から述べると、工事監理という言葉を目にしたのも初めてで、工事の経験も非常に少ないため、ほとんどがわからない事ばかりだったのが正直な感想です。工事監理は、工事請負契約約款に示されているように非常に重要なものであり、発注者による社会への提案が正確に具現することの責任をもつことであると学びました。その中で、地方公共団体の職員として、監督業務を行うときには、地方自治法をはじめとする様々な法律や法令に縛られます。業務は、法を順守し、施工状況の確認・把握、地元対応や関係機関との協議や調整を行うなど多岐にわたるものです。契約履行の確保に努めるためには、幅広い専門的な知識や技術が必要であると改めて考えさせられ、まだまだ努力しなければならないと思いました。また、心得として請負業者との関係は、信頼関係を保持し、誠意をもって接することや、立場の違いがあっても優位にあるかのような態度は慎むことで対等な意識をもつことが大切だと感じました。

今回の研修では、工事監理の全てを掌握することはできませんが、各ポイントは把握できたと思います。特に、工事に着手するまでの準備段階が大変重要だと教わりました。講師の先生の講義や他市との情報交換が、今後の業務に非常に役立つことは間違いありません。社会資本整備は、人々の安全・安心な生活を確保し、経済活動を支えるため、効率化を図り、透明性を確保しつつ、市民の皆様の承諾と信頼を得て行う必要があります。さらに、発注者側は、市民の皆様の代理人として利益を追求する義務があると思います。これらの事を肝に銘じ、日頃から技術や知識の研鑽に努め、的確な工事監理を行いたいと思います。

【問い合わせ】 マッセ OSAKA 研修課 TEL:06-6920-4567